

上下水道事業の取扱いについて（その 1）

上下水道事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

上下水道事業の取扱いについて（その 1）

水道事業の取扱いについて

- ・水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・水道料金は現行のとおりとし、新市において、住民生活に支障のないよう、合併後 5 年を目途に、調整しながら一本化を図る。
- ・手数料については、合併時に統一する。
- ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし水道料金一本化の時に統一する。
- ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する。
- ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する。
- ・飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する。
- ・給水装置工事業者の指定は合併時に統一する。

下水道事業の取扱いについて

- ・下水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・手数料については、公共下水道は現行のとおりとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料及び使用料の算定方法については、現行のとおりとする。
- ・維持管理方法は、公共下水道は現行のままとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料の徴収方法、工事の実施方法・費用負担は合併時に統一する。
- ・加入金（分担金）は現行のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会